

## おかえりやさいプロジェクト 会則

### (名称)

第1条 本会は「おかえりやさいプロジェクト」と称する。

2 本会は、スーパーやレストラン、ホテル、学校給食、家庭などから排出される生ごみを堆肥化し、その堆肥を使って育てられた野菜を「おかえりやさい」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、おかえりやさいを通じた生ごみ資源循環の可視化・促進、廃棄物の減量、循環型社会の構築を目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記事業を行う。

- (1) おかえりやさいの普及に関する事業
- (2) 生ごみ資源循環を促進する事業
- (3) (1)(2)に関係する消費者、事業者、行政などへの活動支援

### (会員)

第4条 第2条の目的に賛同する個人・市民団体、事業者、行政などすべての個人・団体が会員となることができる。

2 入会を希望する者は、書面をもって届け出る。

3 おかえりやさい名称等使用申請書を提出した者は入会希望とみなし会員とする。

### (退会)

第5条 本人の自由な意思により退会することができる。

2 退会を希望する者は、書面をもって届け出る。

### (役員)

第6条 本会に役員として、リーダー、サブリーダー、会計、監査を置く。

- (1) リーダーは、プロジェクトを統括し、事業の進行管理を行う。
  - (2) サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の時はその代理を務める。
  - (3) 会計は、会計業務を行い、会計の報告を行う。
  - (4) 監査は、会計監査を行う。
- 2 役員は、総会において互選する。
  - 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 総会は年1回開催し、リーダーが招集する。

- 2 総会は以下の事項について議決する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 事業報告および収支決算
  - (3) 役員の選任あるいは解任
  - (4) その他運営に関する重要事項
- 3 総会は会員数の2分の1以上の出席（委任状（Eメールなどによる委任状を含む）によって出席する会員を含む）がなければ開会することができない。
- 4 総会の議事は、出席した会員（委任状によって出席した会員を含む）の過半数を持って決する。
- 5 リーダーが必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

附 則

この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。